

学習会

「壊憲に抗すー危険な緊急事態条項を学ぶー」

2022年2月20日（日）14時から

会場：三鷹市公会堂 さんさん館 地図 下

2階会議室1・2・3

講師：石川多加子さん（憲法学・金沢大学）

衆議院選挙で「改憲」派が3分の2を超え、「改憲」が現実化しようとしています。その尖兵が「コロナ禍」を理由としている「緊急事態条項の創設」です。緊急事態条項がないから十分な対策ができないという「喧伝」。他の国では憲法に緊急事態条項があつてコロナ禍対策はこれに従っているなどなど。これらの言説に惑わされる可能性もありますが、実は事実と異なります。憲法に緊急事態条項が入ることは平和憲法の「壊憲」の第一歩。

きちんと事実を知ること、緊急事態条項がいかに危険なものか、戦争への道に続くものかを憲法学研究者の石川多加子先生からお話をうかがいます。

【参加費 無料】

新型コロナ対策とご協力をお願い

○参加者はマスクの着用をお願い致します。 ○発熱や咳などの症状のある方は参加をお控えください。

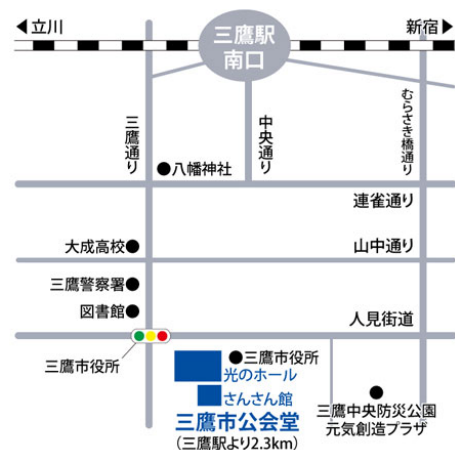
会場：三鷹市公会堂 さんさん館

（住所：三鷹市野崎 1-1-1）へのご案内

●JR 三鷹駅 南口 7 番バスのりばから新川団地經由仙川行き、晃華学園東行き乗車（「三鷹市役所前」バス停下車）

●JR 吉祥寺駅 公園口 3 番バスのりばから武蔵境駅南口行き、または 4 番バスのりばから調布駅北口行き乗車（「三鷹市役所前」バス停下車）

●京王線調布駅 北口 11 番または 12 番バスのりばから吉祥寺駅行き乗車（「三鷹市役所前」バス停下車）



※コロナ禍で会場が閉鎖された場合は、開催を中止致します。開催日より少し前に、中止か否かにつき下記にお問い合わせ下さい。

NPO法人中国帰国者の会（連絡先 TEL 070-5588-7827）

子どもと法・21（連絡先 石井法律事務所 03-3353-0841）